

指定給水装置工事事業者新規・変更等の申請及び指定について

■指定給水装置工事事業者新規・変更等の申請について

平成29年9月1日より、香芝市の指定給水装置工事事業者新規申請・変更・廃止等の各届出は、公益社団法人日本水道協会奈良県支部で受付を行うこととなりました。

これにより、市町村ごとに申請を行って頂く必要がなくなり、一括して届出を行って頂くことができます。

申請、届出等の申請様式については、公益社団法人日本水道協会奈良県支部のページを参照してください。

ホームページ [公益社団法人日本水道協会奈良県支部](#)

連絡先 0742-36-2073 公益社団法人日本水道協会奈良県支部事務局
(奈良市企業局 3階 経営管理課内)

■指定給水装置工事事業者の指定について

指定については、香芝市上下水道部業務課で行います。

指定された給水装置工事事業者は、指定に際して法人・個人共に指定給水装置工事事業者証の交付を行います。

その際に、指定手数料 5,000 円と受領印が必要となりますので、来庁時にお持ちください。

指定給水装置工事事業者証の交付等につきましては、

上下水道部業務課から指定された給水装置工事事業者宛てに電話で連絡します。